

知財の広場

「令和元年意匠法改正特設サイト」のご紹介

パテントサロン(<http://www.patentsalon.com/>)のメールマガジンに「改正意匠法で蔦屋書店が内装の意匠登録第1号を取得」とありました。

特許庁の意匠法改正特設サイトには改正項目と施行期日、改正内容などがわかりやすく掲載されていますのでご覧ください。

(https://www.jpo.go.jp/system/design/gaiyo/seidogaiyo/isyuu_kaisei_2019.html#kaisei)

- ・保護対象の拡充（上記サイトからの一部抜粋）

物品に記録・表示されていない画像デザインも保護できるよう、「画像」そのものも保護対象に。また、不動産である建築物のデザインも保護できるよう、「建築物」も保護対象に。



複数の物品、壁、床、天井等から構成される「内装」のデザインについても、一意匠として登録可能に。



- ・新たな保護対象についての意匠登録出願件数

(令和2年10月1日時点で取得可能なもののみ)

	画像	建築物	内装
意匠登録出願件数	450	204	132

- ・改正意匠法で蔦屋書店が内装の意匠登録第1号を取得 | カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社のプレスリリース のURL

<https://prt-times.jp/main/html/rd/p/000000013.000057655.html>

木村誠治（知財ナビゲーター）